

令和5年1月1日から 伐採届出様式が変わります

伐採及び伐採後
の造林の届出書
(様式第1号)

<届出者>
森林所有者等
+
伐採業者等



伐採計画書

<届出者>
伐採業者等

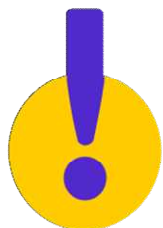


造林計画書

<届出者>
森林所有者等

新しい様式は、3枚1組です

(記入方法などに大きな変更はありません)



令和5年1月1日以降は、
現在の様式では、受理できません

添付書類が増えました

チェックリスト

伐採及び伐採後の造林の届出等に関するチェックリスト

令和 年 月 日

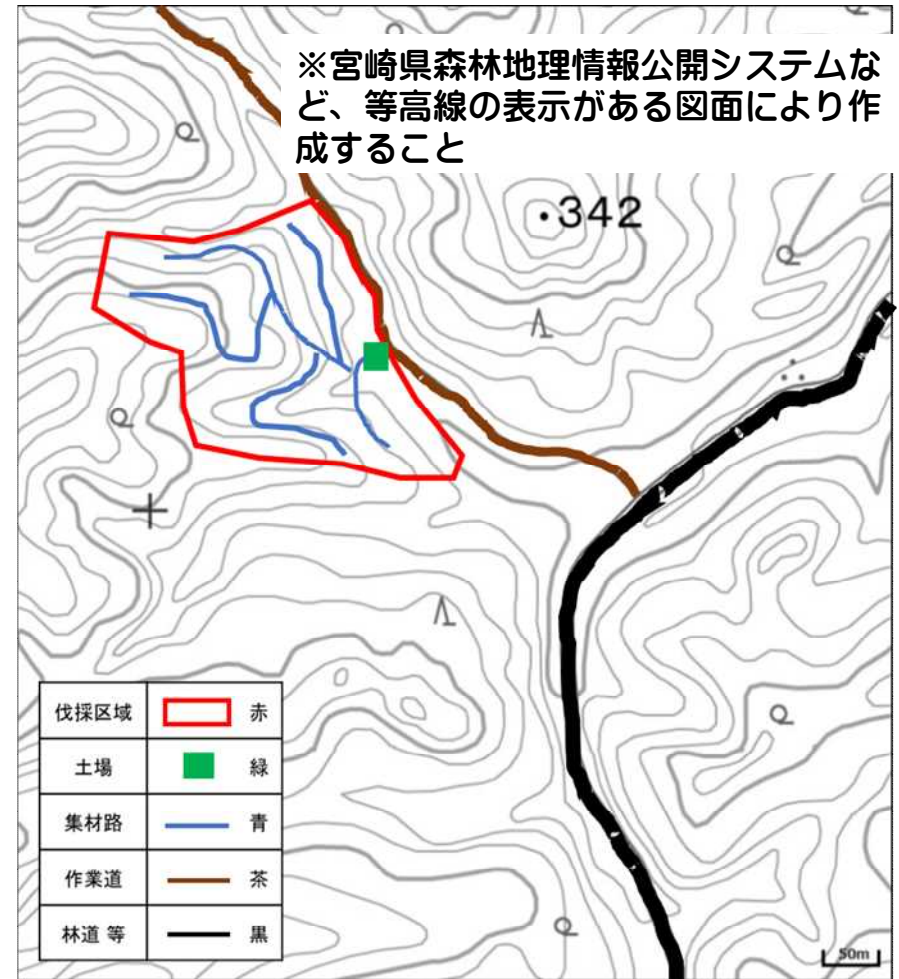
立木を伐採する権原を有する者
住所
氏名
連絡先

森林の所在
宮崎市

	項目	チェック欄		
		届出者	市	
確認事項	地域森林計画対象民有林である。(宮崎県森林地理情報公開システムで確認)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	指定区域ではない。(保安林、砂防法、国定公園、文化財保護法など)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	宮崎市森林整備計画に適合する(樹齢が標準伐期に来ているか)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	周囲も合わせ10ha以上の皆伐になっていないか。(10ha以上の場合、保残帯が必要)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	道路管理者等に道路使用許可の申請や協議を行った。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	その他()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
添付書類	伐採跡地が特定できる書類	位置図 法務局発行の字図 (発行日から3カ月以内のもの) ※筆界未定地(字図に1筆なのに複数の地番が書いている)場合は、筆界未定地内にある全地番の伐採届もしくは同意書が必要。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		地籍測量図 ※実測による伐採の場合のみ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	搬出経路等を示した図面	搬出計画図 (林道、作業道、搬出道及び土場等を明記した図面。ただし、それを位置図の明記できる場合は、省略可)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	土地の所有者が確認できる書類	登記簿謄本、要約書等 (発行日から3カ月以内のもの)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	森林所有者等の住所が確認できる書類	住民票 戸籍の附表 (発行日から3カ月以内のもの) ※森林所有者等本人が窓口で提出する場合において、身分を確認できるもの(運転免許証等)で本人及び住所を確認できる場合は、省略可。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

伐採届を提出するうえで、必要な確認事項を記載しているのので、各項目の内容を1つ1つチェックしてください。

搬出計画図(例)



伐採現場からの土砂が流出する事案が増えています。周辺の道路、ため池、民家等への影響がないように集材路や土場等の配置を計画してください。

「森林所有者による伐採跡地の確認」 「伐採に係る状況報告書」が必要になりました

<現行（令和4年12月31日届出分まで）>

伐採 ⇒ 伐採完了 ⇒ 造林 ⇒ 造林完了

伐採及び伐採後の造林に係る状況報告書
（様式第9号）

<届出者>
森林所有者等

造林完了後30日以内に提出

<改正後（令和5年1月1日届出分～）>

伐採後と造林後、別々に届出が必要

伐採 ⇒ 伐採完了

森林所有者による
伐採跡地確認

伐採に係る
状況報告書
（様式第9号の1）

<届出者>
森林所有者等
+
伐採業者等

伐採完了後30日以内に提出

造林 ⇒ 造林完了

伐採後の
造林に係る
状況報告書
（様式第9号の2）

<届出者>
森林所有者等

造林完了後30日以内に提出

その他の変更点・留意事項等

①届出書に記載された内容が、宮崎市森林整備計画に適合しない場合や添付書類の提出を求めたにもかかわらず提出がなされない場合には、適合通知書は発出しません。

⑤伐採箇所と隣接地である場合でも、伐採届出の記載と異なる地番を伐採する場合は、伐採する90日～30日前までに新たに伐採届出の提出が必要です。

②伐採期間が延長になる場合や伐採できなくなった場合など、伐採届の内容が変更となる場合には、変更届が必要です。伐採届出どおりに伐採していない場合には、行政指導の対象となります。

⑥森林所有者が死亡しており、相続人の代表者が誓約書を添付して伐採届を出す場合は、「森林所有者が死亡していることが確認できる書類」と「森林所有者と相続人代表者との相続関係を確認できる書類」が必要です。

③伐採計画が少なくとも5ha以上の皆伐で、伐採後の造林計画が天然更新となっている場合には、現地の状況によっては、人工造林への変更をお願いする場合があります。

⑦地元関係団体等との協議は、その都度、協議が必要です。近くの伐採現場だからということで、協議書のコピーを使用したことでトラブルに発展した事例もあります。

④「鳥獣害防止森林区域」に指定されている区域で植林する場合は、鳥獣害対策の計画が必要です。指定区域については、旧宮崎市、田野町域、高岡町域の一部です。詳細な区域は、各届出窓口にお問合せください。

<届出窓口>

・旧宮崎市域	農政部 森林水産課	TEL : 0985 - 21 - 1919
・佐土原町域	佐土原総合支所農林建設課	TEL : 0985 - 73 - 1114
・田野町域	田野総合支所農林建設課	TEL : 0985 - 86 - 1114
・高岡町域	高岡総合支所農林建設課	TEL : 0985 - 82 - 1114
・清武町域	清武総合支所農林建設課	TEL : 0985 - 85 - 1105